

平成 30 年 9 月 11 日

許可業者の皆様

大阪市環境局事業部  
一般廃棄物指導課長

## 「承認車両使用状況報告書」の提出について（通知）

承認車両については、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則」第 15 条の 2 の許可基準に基づき、本市が一般廃棄物収集運搬に使用する車両として承認したものであり、その使用上の留意事項として、「大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱」第 15 条第 2 号に「承認車両が各月単位で処理施設への搬入が無い場合、当該車両の稼働状況を承認車両使用状況報告書により提出」するよう規定しています。

つきましては、平成 30 年 4 月 1 日許可更新時以降の承認車両について、各月単位で大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の処理施設に搬入のない場合において、第 32-1 号様式を提出されていない許可業者は、速やかに提出するよう通知します。

### 記

#### 1 「承認車両使用状況報告書」の提出対象

**承認車両の中で、各月で一度も処理施設へ搬入（計量）をしなかった車両。**

#### 2 提出書類

「承認車両使用状況報告書」（第 32-1 号様式）に使用状況を記載の上、提出願います。

#### 3 提出期限

**各月単位で処理施設へ搬入が無かった場合は、翌月 10 日までに一般廃棄物指導課まで報告してください。**

#### 4 提出方法

- ・ E メール：kyoka@city.osaka.lg.jp
- ・ 郵送送付：大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 13 階  
大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課宛て
- ・ 窓口による提出

(参考) 大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱 (抜粋)

(承認車両使用上の留意事項)

第 15 条 承認車両の使用にあたっては次の点に留意すること。

- (1) 市長が処理施設への円滑な搬入に支障があると認める場合、運転手のほかに助手を1名同乗させること。
- (2) 承認車両が各月単位で処理施設への搬入が無い場合、当該車両の稼働状況を承認車両使用状況報告書(第 32-1号様式)により当該月の翌月 10 日までに担当課まで報告すること。
- (3) 家電リサイクル法対象品目を収集し、指定引取り場所に搬入した場合は収集状況を承認車両使用状況報告書(廃家電用)(第 32-2号様式)により当該月の翌月 10 日までに担当課まで報告すること。